

令和7年10月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年10月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社C Y S B (法人番号: 5430001056373) 代表者 名取 敏絵
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市前林612-1 (千葉営業所) 千葉県成田市前林631-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月12日及び令和7年6月9日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(3)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 32点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

令和7年10月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年10月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社K・T（法人番号：7040001112206） 代表者 黄 鏡達
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区平井6-5-15 (千葉営業所) 千葉県印旛郡酒々井町下岩橋304-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年7月15日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼記録の記録事項の不備(運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年10月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

山梨運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年10月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社國伸運輸（法人番号：2090002007306） 代表者 塩谷 忠広
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 山梨県南アルプス市有野3720-1 （本社営業所） 山梨県南アルプス市六科841-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数30日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年8月27日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2) 点呼記録の記録事項の不備(運輸規則第24条第5項)、(3) 業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(4) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(5) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6) 運送引受書の記載事項の不備(運輸規則第7条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 3点 当該事業者の累積点数 3点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照）